

令和 5 年 8 月

丸亀市農業委員会定例総会

議 事 録

令和 5 年 8 月 1 8 日開会

丸亀市農業委員会

令和 5 年 8 月 丸亀市農業委員会定例総会 議事録

開催日時 令和 5 年 8 月 1 8 日（金）午前 9 時 3 0 分～午前 1 1 時 1 5 分

開催場所 丸亀市役所 2 階 2 0 1 ・ 2 0 2 会議室

出席委員 4 3 人

農業委員 1 6 人

1 大西 貴久	2 田中 浩信	3 尾野 弘季	4 内田 久夫
5 平山 康生	6 和泉 弘美	7 山根 三枝子	8 富田 等
9 牛田 均	10 小松 和貴子	11 竹内 章雄	12 松永 哲之
13 竹田 久義	14 松永 哲夫	15 尾崎 義美	16 松下 孝江

農地利用最適化推進委員 2 7 人

1 元木 繁雄	2 西山 孝	3 廣瀬 義文	4 一本松 学
5 齊藤 純子	6 坂井 清照	7 守家 祥司	8 戸張 正典
9 宮前 千代秋	10 山口 好則	11 須藤 誠一	12 大西 紹
13 大野 忠志	14 高木 久義		16 横山 隆一
	18 宮武 俊博	19 喜來 聖則	20 新居 勉
21 山本 清秀	22 深井 正隆	23 佐藤 久男	24 竹林 隆
25 古竹 義弘	26 村山 雅美	27 徳永 善史	28 竹林 俊一
	30 三谷 孝治		

欠席委員 3 人

農業委員 0 人

農地利用最適化推進委員 3 人

15 田羅間 勲 17 田中 正隆 29 山本 敏一

農業委員会事務局出席者

事務局長	谷本 孝二
事務局次長	大西 良明
主 査	岩崎 正英
副 主 幹	香川 稔
主 査	中山 弘美

その他の出席者

農林水産課 農政担当長	造田 忠彦
香川県農地機構 参事	馬場 由美子
香川県農地機構 参事	香川 孝枝

議事日程

農政に関する議題

1. 農業振興地域整備計画の変更について
2. その他

報告

1. 定例農家相談会の開催結果について
2. その他

土地に関する議題

議案第40号	農地法第3条第1項の規定による許可申請について
議案第41号	農地法第4条第1項の規定による許可申請について
議案第42号	農地法第5条第1項の規定による許可申請について
議案第43号	農用地利用集積計画の決定について
議案第44号	農用地利用集積等促進計画（案）の意見聴取について
議案第45号	非農地証明願について
議案第46号	農地改良に係る届出について

報告

報告第21号	農地法第3条の3第1項の規定による届出について
報告第22号	農地法第18条第6項の規定による通知確認について

●事務局長（谷本孝二君）

皆さんおはようございます。

定刻が参りましたので、ただいまから令和５年８月の農業委員会定例総会を始めさせていただきます。

議題等に入ります前に、本日、香川県農地機構で農地の貸借等をお世話いただいている丸亀市の担当の馬場さんと香川さんが見えていますので、ご紹介をさせていただきます。

●香川県農地機構（馬場由美子君）

おはようございます。香川県農地機構の馬場と申します。

丸亀市は、私と前任本条の後任として、６月から参っております香川との２人体制で綾歌市民総合センターの方で駐在していますので、よろしくお願いします。

私は、今年で７年目となりますが、今まで担い手への農地の集積集約を進めるにあたって、委員の皆様方には、大変お世話になっています。

今後は、地域計画目標地図の達成に向けた貸借となっていきますので、今まで以上に皆様方、関係機関の方との連携が大切になってくると思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

●香川県農地機構（香川孝枝君）

はじめまして、香川孝枝といいます。６月から週３日で勤務させていただいております。いろいろ難しいですが、覚えて頑張りたいと思いますので、皆さんどうぞよろしくお願いいたします。

●事務局長（谷本孝二君）

ありがとうございました。お二人は、ここで退座させていただきます。

馬場さんのあいさつにもありましたが、２人は、綾歌市民総合センターの方でおいでになります。香川さんの前任の本条さんは、飯山市民総合センターで駐在していたのですが、香川さんが６月から勤務なので、今、勉強中ということで、２人が一緒に綾歌市民総合センターで駐在しています。

今後の体制については、香川県農地機構本部の考えになりますが、以前のように飯山市民総合センターに駐在できるような体制を要望していきたいと思っておりますので、変更があればご周知をさせていただきます。

それでは、議事に入らせていただきます。

総会の議事進行につきましては、丸亀市農業委員会総会会議規則の規定により、松永会長の方でよろしくお願いします。

●会長（松永哲夫君）

改めておはようございます。

台風が6、7号続けて参りまして、私も直接大きな被害は聞いてはいないので、皆さんの方が良かったでしょうか。

まだ一部、警報が残っているところもあるようですけれども、これ程2回も続けて珍しいことでございます。

農地の方も心配でございますけれども、我々新しく農業委員、推進委員になった方、ともに頑張りたいと思います。

よろしくお願いいたします。

つい先日研修をされたかと思います。

私も研修に参加しましたが、なかなか難しい問題、法律的にもありますけれども、また勉強していただいて、各地区の推進業務、委員さんの業務に頑張っているのだと思います。

今日は、ちょっと議題がたくさんございますので、進めさせていただきます。

本日の出席の委員さんは16名全員で、過半数の方が出席されていますので、総会成立していることを報告いたします。

本日の議事録署名委員は、3番尾野副会長と、4番内田委員さんをお願いいたします。

それでは、農政に関する議題に入りたいと思います。

本日提案の議題を事務局より読み上げます。

●事務局長（谷本孝二君）

本日机の上に、総会と書いているホッチキス止めの2枚つづりの資料、この次第に基づきまして、進めさせていただきます。

一番上の農政に関する議題ということで、1つ目の議題といたしまして、農業振興地域整備計画の変更について、2つ目その他です。

ご審議よろしくお願いいたします。

●会長（松永哲夫君）

農業振興地域整備計画の変更について、主管課であります農林水産課造田担当長から説明をお願いします。

●農林水産課農政担当長（造田忠彦君）

農林水産課農政担当長の造田と申します。

それでは農業振興地域整備計画の変更について説明させていただきます。

資料を読み上げる関係で、座らせていただきます。

お手元の農業振興地域整備計画の変更についてをご準備ください。

表紙の次が変更等理由書、続きまして位置図があります。

1 ページから順にご説明いたします。

表紙をめくっていただいて、1 ページ目から順に説明します。

番号8の1、金倉町・・・面積 889 m²のうち 334 m²を・・・が分家住宅を建築します。

番号8の2、柞原町・・・面積 575 m²を・・・が資材置場を整備します。

番号8の3、川西町北・・・面積 3,613 m²を・・・が分譲住宅を建築します。

番号8の4、川西町南・・・面積 534 m²を・・・が資材置場を整備します。

番号8の5、川西町南・・・面積 1,155 m²のうち 757 m²を・・・が賃貸住宅を建築します。

番号8の6、郡家町・・・面積 1,908 m²のうち 241 m²を・・・が分家住宅を建築します。

番号8の7、郡家町・・・面積 1,908 m²のうち 241 m²を・・・が分家住宅を建築します。

番号8の8、郡家町・・・面積 1,249 m²を・・・が分譲住宅を建築します。

番号8の9、三条町・・・面積 454 m²の内 133 m²を・・・が分譲住宅の進入口を整備します。

番号8の10、飯野町東二・・・面積 1,089 m²を・・・が診療所を建築します。

番号8の11、飯野町東分・・・面積 347 m²を・・・が貸店舗の建築及び廃棄物置場を整備します。

番号8の12、綾歌町岡田上・・・面積 618 m²を・・・が資材置場を整備します。

番号8の13、綾歌町岡田上・・・面積 4,495 m²を・・・が植林をします。

番号8の14、綾歌町栗熊東・・・面積 1,806 m²を・・・が保育園を整備します。

番号8の15、綾歌町富熊・・・面積 1,464 m²の内 1,295 m²を・・・が分譲住宅を建築します。

番号8の16、飯山町東坂元・・・面積 1,528 m²・・・が資材置場及び作業場を整備します。

以上、除外16件、18,854.65 m²、編入0件の申出となっています。

変更区分・地域別の内訳は、3ページの表にあります。

以上です。よろしくお願いいたします。

●事務局長（谷本孝二君）

初めての審議ですので、事務局の方から補足させていただきます。

農業振興地域の変更につきましては、分譲住宅や店舗、資材置場などの事業用

の案件の受付は、４月と８月と１２月の年３回となっています。

農家住宅・分家住宅や農業用に係る施設については、偶数月の受付となっています。

農振除外申請の処理期間は、４ヶ月ぐらいかかりますが、農地転用申請と重複できる部分がありますので、農振除外申請した２ヶ月後に農地転用申請が可能となります。

ですから、今回８月に申請があった案件は、早ければ１０月の農業委員会に農地転用の議案が出てくることになります。

以上、事務局からの補足です。

●会長（松永哲夫君）

この件につきまして、ご意見、ご質問等ございましたらお願いいたします。

初めてですけれども、何かご質問ありましたらよろしくお願いします。

●農業委員（竹田久義君）

１３番、飯山町の竹田です。

早ければ２か月後に４条申請が出てくると理解すればいいですか。

●事務局長（谷本孝二君）

４条申請若しくは、５条申請が申請されることになります。

●会長（松永哲夫君）

ほかに、ご意見等ございませんか。

（「なし」の声あり）

●会長（松永哲夫君）

ほかに、ご意見等もないようですので農業振興地域整備計画の変更について、異議のないものといたします。

造田担当長さん、ありがとうございました。

その他の議題はありますか。

●事務局長（谷本孝二君）

ありません。

●会長（松永哲夫君）

それでは報告連絡事項に移ります。

報告 1 定例農家相談会の開催結果について事務局から報告いたします。

●事務局長（谷本孝二君）

定例農家相談の開催結果についてですが、次第の 2 枚目をご覧ください。

飯山市民総合センター開催分につきましては、7 月 27 日木曜日に松永会長の担当で、本庁開催分につきましては、8 月 7 日月曜日、大西委員の担当で、綾歌市民総合センター開催分につきましては、8 月 10 日木曜日、牛田委員の担当で、午前 9 時から午前 11 時まで行いましたが、相談は 1 件もありませんでした。

次回の農家相談につきましては、飯山市民総合センター開催分につきましては、8 月 28 日月曜日、竹田委員の担当で、市役所本庁開催分につきましては、9 月 5 日火曜日、田中委員の担当で、綾歌市民総合センター開催分は 9 月 11 日月曜日、小松委員の担当で、それぞれ午前 9 時から午前 11 時までの受付となっています。

お断りですが、農家相談の手引きというテキストがあるのですが、本日に合うように注文をしていたのですが、農業会議に確認しますと、昨日発送されたということで、本日お配りできませんので、8 月に担当される委員さんについては、1 年前のテキストにはなるのですが、後でお渡ししますので、それをお持ちになって、相談会に出席いただきたいと思いますので、よろしくお願いします。

●会長（松永哲夫君）

この件につきまして、ご意見、ご質問等ございましたらお願いいたします。

（「なし」の声あり）

●会長（松永哲夫君）

ご意見等もないようです。その他報告事項は、ありますか。

●事務局長（谷本孝二君）

ありません。

●会長（松永哲夫君）

その他の報告は、ないようですので、農地に関する議題に移りたいと思います。本日提案の議題を事務局より読み上げを行います。

●事務局長（谷本孝二君）

議案第 40 号 農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請について

議案第 41 号 農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請について

議案第 4 2 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について

議案第 4 3 号 農地利用集積計画の決定について

議案第 4 4 号 農地利用集積等促進計画（案）の意見聴取について

議案第 4 5 号 非農地証明願について

議案第 4 6 号 農地改良に係る届出について

報告事項といたしまして、

報告第 2 1 号 農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出について

報告第 2 2 号 農地法第 1 8 条第 6 項の規定による通知確認について

以上、ご審議よろしくお願いいたします。

●会長（松永哲夫君）

初めての総会ですので、事務局より農地法等の概要について説明をいたします。

●事務局長（谷本孝二君）

（農地法 3 条、4 条、5 条申請等の概要説明）

●会長（松永哲夫君）

この件につきまして、ご質問等ございましたらお願いいたします。

（「なし」の声あり）

●会長（松永哲夫君）

それでは、議案第 4 0 号農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請についてを議題に供します。

事務局より議案の説明をお願いします。

●事務局次長（大西良明君）

失礼いたします。議案の 1 ページをご覧ください。

位置図と一緒にご審議よろしく申し上げます。

議案第 4 0 号農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請についてです。

案件は 5 件です。

改選後、初めての総会ですので表の構成について説明します。

表の上段の項目左から申請番号、2 つ目が権利の欄で、今月はすべて所有権移転の有償で売買によるものですが、他に無償の贈与による場合があります。

次に地番、地目などと続いて、一番中央の上段が譲渡人、下段が譲受人の住所氏名、経営面積、申請事由となっています。表については、以上です。

1 ページをご覧ください。

1 番、川西町北・・・面積 443 m²【議案読み上げ】

この案件は、農業廃止を図る譲渡人が所有する当該農地を、経営規模拡大を図る譲受人へ、売買による所有権移転を行うものです。

申請地で野菜を作付けする計画が提出されています。

2 番、広島町江の浦・・・面積 3,459 m²【議案読み上げ】

この案件は、農業廃止を図る譲渡人が所有する当該農地を、経営規模拡大を図る譲受人へ、売買による所有権移転を行うものです。

申請地で、エゴマを作付けする計画が提出されています。

3 番、綾歌町栗熊西・・・面積 338 m²【議案読み上げ】

この案件は、高齢化により経営規模縮小を図る譲渡人が所有する当該農地を、経営規模拡大を図る譲受人へ売買による所有権移転を行うものです。

申請地で水稻、野菜を作付けする計画が提出されています。

2 ページをお開きください。

4 番、飯山町東小川・・・面積 4,148 m²【議案読み上げ】

この案件は、譲渡人が所有する耕作不便で低生産な当該農地を、経営規模拡大を図る譲受人へ、売買による所有権移転を行うものです。

申請地で水稻を作付けする計画が提出されています。

5 番、飯山町下法軍寺・・・面積 1,471 m²【議案読み上げ】

この案件は、譲渡人が所有する当該農地を、新規就農を図る譲受人の要望により、売買による所有権移転を行うものです。

申請地で水稻を作付けする計画が提出されています。

以上 5 件、申請があった案件につきましては、審査基準のうち農地法第 3 条第 2 項第 1 号、譲受人の農地の耕作状況、保有している機械の能力等の状況、農作業に従事する家族の状況等から、耕作の事業に供される農地の全てを効率的に利用できるの見込まれる全部利用効率要件、また、農作業に従事すると見込まれる日数について、同項第 4 号の農作業常時従事要件及び第 6 号の周辺地域との調和要件の審査基準並びに例外規定等により、全てを満たすものであり、農地法第 3 条第 2 項各号の禁止事項には該当しない又は、適用されないため、許可相当と考えています。

ご審議よろしく申し上げます。

●会長（松永哲夫君）

議案の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

ただいまの説明に対してご質問、ご意見はありませんか。

●農業委員（竹田久義君）

5 番目の案件ですが、譲受人の・・・さんは、現在、水稻栽培の実績がないと思われるが、水稻の栽培ができるのか。

●事務局長（谷本孝二君）

申請時に確認をしたところ、譲受人の父親が水稻を栽培していた頃に作業を手伝っていたと聞いている。

機械等についても購入予定であると聞いている。

本人に水稻栽培をする意思があると判断したので、申請書を受理した。

●会長（松永哲夫君）

竹田委員よろしいですか。

●農業委員（竹田久義君）

はい。

●会長（松永哲夫君）

ほかにご質問、ご意見はありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

●会長（松永哲夫君）

特に無いようですので、採決いたします。

議案第40号農地法第3条第1項の規定による許可申請について、整理番号1番から5番の各案件を許可することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

●会長（松永哲夫君）

特に、ご異議も無いようですので、議案第40号農地法第3条第1項の規定による許可申請について5件は、原案のとおり許可することに決定いたしました。

次に、議案第41号農地法第4条第1項の規定による許可申請についてを議題に供します。

事務局より議案の説明をお願いします。

●事務局次長（大西良明君）

3 ページをお開きください。

議案第４１号農地法第４条第１項の規定による許可申請についてです。

案件は２件です。

表の構成は、３条とほぼ同じですが、中央の申請人の欄の左側に地種１２３種農地などの農地区分、申請人の欄の右側に上段から転用事業の形態用途、施設、施設面積の記載があります。

そして右端の備考の欄に無断転用に該当する場合、また合わせ利用地がある場合に記載がございます。

１番、柞原町・・・面積 497 ㎡【議案読み上げ】

この案件は、申請地に農家住宅１棟の建築整備を図るものです。申請地は、農用地区域外農地で第２種農地に区分されますが、計画地周辺における候補地の選定理由により転用できるものと考えます。

２番、飯野町東分・・・面積 138 ㎡【議案読み上げ】

この申請地は、昭和５４年頃に住宅を建築し、現在まで隣接する宅地と一体利用してきました。今回当該地において、農地法の許可申請を行っておらず、無断転用に該当することを知った申請者によって、無断転用の解消を図り、引き続き宅地として利用するものです。

申請地は、農用地区域外農地で第２種農地に区分されますが、計画地周辺における候補地の選定理由により転用できるものと考えます。

以上２件、申請があった案件につきましては、地区の委員に現地調査をしていただき、問題ないことを確認しております。

また、転用理由、農地区分による位置選定の妥当性が適当であるかなどの立地基準、また、資金計画の妥当性、転用の確実性、周辺農地に係る営農条件への支障は無く、被害防除措置も適切であるかなどの一般基準など、審査基準をすべて満たすものであることから、問題ないものと考えております。

ご審議よろしく申し上げます。

●会長（松永哲夫君）

議案の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

ただいまの説明に対し、ご質問、ご意見はございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

●会長（松永哲夫君）

それでは採決いたします。

議案第４１号農地法第４条第１項の規定による許可申請について、整理番号１

番から 2 番までの各案件を許可相当とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

●会長（松永哲夫君）

ご異議も無いようでありますので、議案第 4 1 号農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請 2 件は、許可相当として委員会意見書添付のうえ、県へ進達することにいたします。

次に、議案第 4 2 号農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請についてを議題に供します。

事務局より議案の説明をお願いします。

●事務局次長（大西良明君）

4 ページをお開きください。

議案第 4 2 号農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請についてです。

案件は 7 件です。表は 3 条と 4 条を合わせたような構成となっています

1 番、津森町・・・面積 2,370 m²【議案読み上げ】

この案件は、所有権移転売買を行い、宅地分譲 9 棟の造成整備を図るものです。申請地は、第 1 種中高層住居専用地域の指定がされ、第 3 種農地に区分されます。

2 番、川西町北・・・面積 713 m²【議案読み上げ】

この案件は、所有権移転売買を行い、農業用倉庫 1 棟の建築整備を図るものです。申請地は、農用地区域外農地で第 2 種農地に区分されますが、計画地周辺における候補地の選定理由により転用できるものと考えます。

3 番、飯野町東分・・・面積 1,110 m²【議案読み上げ】

この案件は、所有権移転売買を行い、事業用建売住宅及び倉庫の建築整備を図るものです。申請地は、一部農用地区域内農地ですが、令和 5 年 5 月に農振除外申請がされています。

また、農地法上、第 2 種農地に区分されますが、計画地周辺における候補地の選定理由により転用できるものと考えます。

5 ページをお開きください。

4 番、飯野町東分・・・面積 382 m²【議案読み上げ】

この案件は、使用貸借権の権利設定を行い、分家住宅 1 棟の建築整備を図るものです。申請地は、一部農用地区域内農地ですが、令和 5 年 6 月に農振除外申請がされています。

また、農地法上、第 2 種農地に区分されますが、計画地周辺における候補地の選定理由により転用できるものと考えます。

5 番、土器町西三丁目・・・面積 520 m²【議案読み上げ】

この案件は、所有権移転売買を行い、賃貸住宅 1 棟の建築整備を図るものです。申請地は、農用地区域外農地で第 2 種農地に区分されますが、計画地周辺における候補地の選定理由により転用できるものと考えます。

6 番、土器町西八丁目・・・面積 341 m²【議案読み上げ】

この案件は、所有権移転売買を行い、非農家の自己住宅 1 棟の建築整備を図るものです。申請地は、第 1 種低層住居専用地域の指定がされ、第 3 種農地に区分されます。

7 番、綾歌町岡田下・・・面積 677 m²【議案読み上げ】

この案件は、所有権移転売買を行い、住宅 1 棟の建築及び貸駐車場の造成整備を図るものです。申請地は、農用地区域外農地で第 2 種農地に区分されますが、計画地周辺における候補地の選定理由により転用できるものと考えます。

以上 7 件、申請があった案件につきましては、地区の委員さんに現地調査をしていただき、問題ないことを確認しています。

また、転用理由、農地区分による位置選定の妥当性が適当であるかなどの立地基準、また、資金計画の妥当性、転用の確実性、周辺農地に係る営農条件への支障は無く、被害防除措置も適切であるかなどの一般基準など、審査基準を満たすものであることから、問題は無いものと考えます。

ご審議、よろしくお願いします。

●会長（松永哲夫君）

議案の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

ただいまの説明に対し、ご質問、ご意見はございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

●会長（松永哲夫君）

それでは採決いたします。

議案第 4 2 号農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について、整理番号 1 番から 7 番までの各案件を許可相当とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

●会長（松永哲夫君）

特に無いようですので、採決いたします。

議案第 4 2 号農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請 7 件は、原案のとおり

許可相当として委員会意見書添付のうえ、県へ進達することといたします。

続きまして、議案第４３号農用地利用集積計画の決定についてを議題に供します。事務局より議案の説明をお願いします。

●事務局次長（大西良明君）

それでは、６ページをお開きください。

議案第４３号農用地利用集積計画の決定についてです。

農用地利用集積計画とは、農業経営基盤強化促進法通称基盤法によって、または、農地中間管理事業の推進に関する法律通称機構法によって、農地の貸し借りをおこなうものを取りまとめたものです。

基盤法によるものについては６ページから１７ページにかけて、農地機構を通したものは１８ページから２４ページにかけて記載しております。

この集積計画は、農業委員会の決定をうけて、市が公告することで、貸し借りの効力が発生するというものです。

本日、追加で１件机の上に申請番号３３番の案件を用意していますので、併せてご審議ください。

申請件数は、追加分を含め３３件、筆数１００筆、面積８７，７１８．０７㎡です。

詳細は表のとおりです。

農業経営基盤強化促進法第１８条第３項等の要件を満たしているものであり、問題はないものと考えます。

以上、ご審議よろしく申し上げます。

●会長（松永哲夫君）

議案の説明が終わりました。

只今の説明に対しご質問、ご異議はございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

●会長（松永哲夫君）

ご異議も無いようでありますので、議案第４３号農用地利用集積計画の決定について、３３件の各案件につきましては、原案どおり、処理していくことといたします。

続きまして、議案第４４号農用地利用集積等促進計画（案）の意見聴取についてを議題に供します。

事務局より議案の説明をお願いします。

●事務局次長（大西良明君）

それでは、２５ページをお開きください。

議案第４４号農用地利用集積等促進計画（案）の意見聴取についてです。

この、促進計画（案）の意見聴取については、現在貸借されている農地の借受者が耕作不能となったため、残りの期間に新たな借受者を設定するものです。

このため、議案第４３号の集積計画のように貸付人から農地機構を通して借受人までを一括した議案とならないので、別議案となります。

農地中間管理事業の推進に関する法律に基づいて、農業委員会総会で意見聴取するものです。

詳細は１件２５ページに記載のとおりで、農地機構から認定農業者への貸付であります。

促進計画案としては、要件を満たしているものであり、問題はないものと考えます。以上、ご審議よろしく申し上げます。

●会長（松永哲夫君）

議案の説明が終わりました。

只今の説明に対しご質問、ご異議はございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

●会長（松永哲夫君）

ご異議も無いようでありますので、

議案第４４号農用地利用集積等促進計画（案）の意見聴取について、１件につきましては、原案どおり、処理していくことといたします。

次に、議案第４５号非農地証明願についてを議題に供します。

事務局より議案の説明をお願いします。

●事務局次長（大西良明君）

それでは２６ページをお開きください。

議案第４５号非農地証明願についてです。案件は２件です。

１番、本島町泊・・・面積 1,315.00 ㎡【議案読み上げ】

申請地は、２０年以上にわたり自然潰廃し、雑木雑草が繁茂し、農地としての復旧が著しく困難となっています。

２番、田村町・・・面積 1,233.00 ㎡【議案読み上げ】

申請地は、２０年以上にわたり自然潰廃し、雑木雑草が繁茂し、農地としての復旧が著しく困難となっています。

以上２件、丸亀市非農地事務処理要領における認定基準を満たしていることか

ら、非農地として証明することに問題は無いものと考えます。

ご審議よろしく申し上げます。

●会長（松永哲夫君）

議案の説明が終わりました。

ただいまの説明に対しご質問、ご異議はございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

●会長（松永哲夫君）

ご異議も無いようでありますので、議案第４５号非農地証明願について整理番号１番から２番の案件につきましては、原案どおり、処理していくことにいたします。

続いて、議案第４６号農地改良に係る届出についてを議題に供します。

事務局より議案の説明をお願いします。

●事務局次長（大西良明君）

それでは２７ページをお開きください。

議案第４６号農地改良に係る届出についてです。案件は１件です。

１番、飯山町東坂元・・・面積 3,734.00 ㎡【議案読み上げ】

この案件は、当該地で果樹を栽培するにあたって、管理作業能率の向上並びに畑の利便性を高めるため、切土最大約 15 mをし、農地造成を図るものです。

以上ご審議、よろしく申し上げます。

●会長（松永哲夫君）

議案の説明が終わりました。

ただいまの説明に対しご質問、ご異議はございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

●会長（松永哲夫君）

ご異議も無いようでありますので、議案第４６号農地改良に係る届出について整理番号１番の案件につきましては、原案どおり、処理していくことにいたします。

●会長（松永哲夫君）

それでは、報告事項に入ります。

報告第 2 1 号 農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出について

報告第 2 2 号 農地法第 1 8 条第 6 項の規定による通知確認については、一括して、事務局から報告いたします。

●事務局次長（大西良明君）

それでは 2 8 ページをお開きください。

報告第 2 1 号農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出についてです。

農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定とは、相続等により、許可を受けないで農地等の権利を取得した場合は、農地を取得したことを知った時点から概ね 1 0 か月以内に農業委員会に届け出をしなければならないというものです。

相続は売買などと違い当然に発生するもので許可を要するものではないので、届出書という形で受理し、報告事項としております。

報告は 3 件です。

1 番、土器町西二丁目・・・面積 3,495.00 m²【議案読み上げ】

この案件は、令和 4 年 1 1 月 2 7 日、相続により農地を取得したものです。

委員会による斡旋等の希望はございません。

2 番、飯山町西坂元・・・面積 110.00 m²【議案読み上げ】

2 9 ページにかけてになりますが、この案件は、平成 2 0 年 8 月 1 2 日、相続により農地を取得したものです。

委員会による斡旋等の希望はございません。

3 番、飯山町西坂元・・・面積 7,020.21 m²【議案読み上げ】

この案件は、令和 5 年 1 月 8 日、相続により農地を取得したものです。

委員会による斡旋等の希望はございません。

この届出書で一番大切なところですが、相続人に農業委員会の斡旋希望の有無について確認しています。

というのが、相続発生時が離農のタイミングになることが多いことから、農地の遊休化荒廃化を未然に防ぐため、その後の農地利用どうするのか、を確認しています。

3 条の 3 第 1 項についてはオレンジ色の研修テキスト 2 農地法 1 6 ページに掲載されています。

それでは 3 0 ページをお開きください。

報告第 2 2 号農地法第 1 8 条第 6 項の規定による通知確認についてです。

これは、農地の賃貸借の解約に関するものです。

農地の賃貸借の解約については、農地法第 1 8 条第 1 項の規定で、原則知事の許可が必要となっていますが、第 6 項で貸し手と借り手による合意解約で、その農地の引き渡しの時期が解約の合意成立後 6 か月以内にある旨が書面において明

らかな場合は、合意解約の通知をもって契約終了の手続きが可能となっております。主に農業経営基盤強化促進法に基づく賃貸借契約期間中に何らかの理由で合意解約する場合に、農業委員会に通知されるものです。

手続きには、所定の通知書に双方署名押印し、合意解約書3部、貸し手、借り手のそれぞれ保管用と農業委員会提出用を作成します。

解約書には実印を押す必要がありますので、貸し手買い手それぞれの印鑑登録証明書を添付して提出していただいております。

また通知書には、解約する理由、賃貸人、賃借人どちらの主導でどんな理由があるか、転用計画があるかなど、また離作補償の有無などが記載されており、報告の中で読み上げております。

ちなみに、農地の貸借が賃貸借ではなく、使用貸借の場合に、契約期間の途中で、貸し手借り手双方の合意により貸借を解約する場合は、使用貸借にかかる農地返還通知書という所定の様式がございます。

双方署名押印のうえ提出いただきます。こちらは、認め印で結構です。

今月の報告は3件です。

1番、綾歌町栗熊東・・・面積 593.00 m²【議案読み上げ】

この案件は、農地中間管理事業の推進に関する法律による賃借権の権利設定をしていたものですが、市の買収予定地になるため、賃貸人主導により離作補償なく合意解約するものです。

2番、綾歌町栗熊東・・・面積 1,213.00 m²【議案読み上げ】

この案件は、農地中間管理事業の推進に関する法律による賃借権の権利設定をしていたものですが、市の買収予定地になるため、賃貸人主導により離作補償なく合意解約するものです。

31ページをお開きください。

3番、綾歌町栗熊東・・・面積 1,073.00 m²【議案読み上げ】

この案件は、農地中間管理事業の推進に関する法律による賃借権の権利設定をしていたものですが、転用のため、賃貸人主導により離作補償なく合意解約するものです。

報告は、以上です。

●会長（松永哲夫君）

ただいまの報告事項について、ご質問等はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

●会長（松永哲夫君）

それでは、報告事項を終わります。

以上で、８月総会の議案審議並びに報告事項はすべて終了しました。
これをもって閉会といたします。

(午前 11 時 15 分終了)

閉会后、年農業委員会活動記録セットの記入の仕方について説明